

## 資金管理業務諮問委員会の位置付けと今後のスケジュール

### (1) 資金管理業務諮問委員会の位置付け・審議内容

#### ① 資金管理業務諮問委員会の位置付け

自動車リサイクル法においては、シュレッダーダスト等の再資源化等に必要となる費用を、リサイクル料金等(再資源化預託金等)として自動車所有者から原則新車販売時に資金管理法人が収受し、当該自動車在使用済となり、その再資源化の費用に充当されるまでの長期にわたり管理する制度となっている。

このため、多額の資金を安全にかつ、公正に管理することを担保するため、自動車リサイクル法上、資金管理業務諮問委員会を資金管理法人に設置し、資金管理業務の適正な遂行を管理する制度となっている。

#### ＜自動車リサイクル法上の規定＞

「資金管理法人の代表者の諮問に応じ、再資源化預託金等の運用、特定再資源化預託金等の取扱いその他資金管理業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を資金管理法人の代表者に述べることができる（法第99条第2項）」

#### ② 資金管理業務諮問委員会の具体的審議事項

イ) 資金管理業務規程(主務大臣の認可・公表が必要)の審議。

ロ) 資金管理法人の事業計画書及び収支予算書(主務大臣の認可・公表が必要)の審議。

ハ) 資金管理法人の事業報告書及び収支決算書(主務大臣に提出後公表が必要)の審議。

※経理状況については、四半期ごとの公表を想定。

ニ) リサイクル料金等(再資源化預託金等)の運用

リサイクル料金等の運用は、自動車リサイクル法上、主務大臣の指定する国債その他の有価証券、金融機関への預金又は郵便貯金、金銭信託以外は行えないよう制限されているが、具体的な運用方針、資金運用計画を策定し、実績をフォロー。

ホ) 剰余金(特定再資源化預託金等)の取扱い

再資源化に充当する必要がなくなったものの、払い込んだ自動車所有者には返還ができないため剰余金となったリサイクル料金等については、主務大臣の承認・

認可を前提に、離島対策・不法投棄対策等に使用することが、自動車リサイクル法上明記されているところ、その具体的な用途等について検討・フォローを行う。

※離島対策等に係る出えんに関しては、より専門性が高いものであるため、資金管理業務諮問委員会の下に専門の検討会を設けることにつき要検討。

## (2) 今後の審議スケジュール(予定)

四半期ごとの情報開示に対応して原則年4回開催する方向。ただし、施行準備期間中は資金管理業務規程(案)等を集中的に審議すべく以下の審議スケジュールを想定。

### 10月17日(金):★第1回資金管理業務諮問委員会開催

- ・自動車リサイクル法の概要確認
- ・自動車リサイクル法における資金の流れと資金管理センターの役割の確認
- ・資金管理業務諮問委員会の位置付けと今後のスケジュールについて
- ・資金管理業務規程(案)の審議①

### 11月13日(木):★第2回資金管理業務諮問委員会開催

- ・資金管理業務規程(案)の審議②
- ・平成15年度事業計画(案)、収支予算(案)の審議
- ・資金運用の基本方針についての論点整理・フリーディスカッション
- ・経理処理の基本方針に関する審議

### 16年3月上旬頃:★第3回資金管理業務諮問委員会開催

- ・平成16年度事業計画(案)・収支予算(案)の審議
- ・資金運用の基本方針についての審議

### 5月末頃:★第4回資金管理業務諮問委員会開催

- ・資金管理法の平成15年度事業報告・収支報告の審議
- ・資金管理料金、各種手数料案の審議

### 10～11月頃:★第5回資金管理業務諮問委員会開催

- ・運用方針の確認及び年度運用計画の審議

### (3) 資金管理業務諮問委員会の情報公開の在り方について

#### ①公表の考え方

資金管理業務の運営の透明性を確保し、広く社会の理解を得るよう最大限努めることが重要であるため、資金管理業務諮問委員会の議事内容については原則公開とする。会議の傍聴は原則なしとする。

#### ②公表資料

イ) 議題、議事概要、会議資料(ただし、個別の自治体や関係者の情報については、必要に応じて非公開とする旨を委員会で決定する)

※会議開催後、原則1週間以内に公表の予定

ロ) 議事録(発言者無記名)

※会議開催後、原則1月以内に公表の予定

#### ③公表の方法

(財)自動車リサイクル促進センターのホームページにて公表。

以上